

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です



動物の正しい飼い方を普及・啓発し、動物による危害や被害を未然に防止するため、6月1日から30日まで県下一斉に「動物の正しい飼い方推進月間」が実施されます。

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。

○捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは、家族の一員として終生飼うようにし、決して捨ててはいけません。

動物をみだりに捨てると、「動物の愛護および管理に関する法律」により罰せられます。

○避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている方で、繁殖を希望しない方は、不幸な命が生み出されないよう、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

○犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、農作物の被害や事故の原因となります。

犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はエチケットを守りましょう

散歩時の排泄物は飼い主の責任で始末してください。また、散歩時は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる方が連れて行きましょう。

○しつけの実施

他人に迷惑をかけることのないよう、飼い主の方は、必ずしつけをしましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射は必ず受けましょう

犬の登録をしていない方は、平成25年度の狂犬病予防注射を受けさせていない方は、速やかに行ってください。

○危険な動物の飼育許可

毒へびやワニなど、人に危害を加える恐れのある危険な動物を飼う場合は、県知事の許可が必要です。

※やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取りについては、千葉県動物愛護センター(☎0476-9315711)にご相談ください。

詳しくは、市役所環境課 ☎443-1406へ。



6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

自己の個人情報開示請求と公文書公開請求の状況

自己の個人情報開示請求と公文書公開請求の状況をお知らせします。

取下げ 0件
不存在 4件(全部、部分開示と重複)

非公開 4件(部分公開と2件重複)

市では、個人情報を正しく取り扱うために必要な事項を定めた個人情報保護条例と、公文書の公開を請求する市民の皆さんの権利を定めた公文書公開条例を制定しています。

請求内容
・印鑑登録申請書
・厚生課および介護保険課における相談記録(3件)

請求内容
・市税などにかかる死亡者課税の取り扱いについて、添付資料を含む起案一式(2件)

平成24年度中に受け付けた自己情報開示請求と公文書公開請求の状況をお知らせします。

請求内容
・農業委員会議事録

請求内容
・開発行為協議書および添付書類

受付件数 9件
開示件数 6件(不存在と1件重複)

請求内容
・公共残土にかかる添付資料を含む協議録一式
・公共残土埋め立て事業の事業地選定基準および打ち合わせ記録

請求内容
・水道事業計画関連業務委託契約に関する入札公告、入札結果および委託内容のわかる仕様書

請求内容
・診療報酬明細書およびそれに係る調剤報酬明細書
・診療報酬明細書現存するもの全て

請求内容
・「聴取書」の内容報告について起案一式

請求内容
・廃土処理事業届出にかかる土地の事業地に選定されるまでの関係書類一式

部分開示 3件(不存在と3件重複)

請求内容
・市税などにかかる死亡者課税の取り扱いについて、添付資料を含む起案一式

請求内容
・土地埋め立てに関する全ての書類(地番指定)

請求内容
・厚生課および介護保険課における相談記録(3件)

請求内容
・市税などにかかる死亡者課税の取り扱いについて、添付資料を含む起案一式

請求内容
・地図情報システム更新業務委託成果品としての地番データファイル

非開示 0件

請求内容
方針決定にかかる添付書類を含む起案一式

詳しくは、市役所総務課 ☎443-1113へ。